

小浜市ふるさと就職奨励金交付要綱

(目的)

第1条 少子高齢化の進展や、若者の県外流出による労働力人口の減少、時間外労働の上限規制などが懸念される中、本市での若年者の定住促進、地場産業および市内企業の雇用の安定と人材確保、早期離職防止を図るため、市内に事業所を置く建設業、製造業、運輸業・郵便業に係る事業所（以下「対象事業所」という。）へ就職した者に対して、小浜市ふるさと就職奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業 日本標準産業分類に定める大分類Dの建設業をいう。
- (2) 製造業 日本標準産業分類に定める大分類Eの製造業をいう。
- (3) 運輸業・郵便業 日本標準産業分類に定める大分類Hの運輸業・郵便業をいう。
但し郵便局で行う事業を除く。
- (4) 新規学卒者 市内に住所を有する者で、中学校、高等学校または大学等を卒業し、卒業した日から起算して1年以内に新たに対象事業所に就職した者
- (5) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、第108条に規定する短期大学、第115条に規定する高等専門学校および第124条に規定する専修学校をいう。
- (6) Uターン者 過去に市内に住所を有していた者が、小浜市に転入し、当該転入をした日から起算して1年以内に新たに対象事業所に就職した者、または過去に市内に住所を有していた者が、対象事業所に就職し、当該就職をした日から起算して1月以内に小浜市に転入した者
- (7) Iターン者 市外に住所を有する者が、新たに小浜市に転入し、当該転入をした日から起算して1年以内に新たに対象事業所に就職した者、または市外に住所を有する者が、対象事業所に就職し、当該就職をした日から起算して1月以内に小浜市に転入した者

(交付対象者および交付対象要件)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、前条第4号、第6号および第7号のいずれかに該当する者であって、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 雇用保険の被保険者（短時間の被保険者を除く。）であること。
- (2) 市税の滞納をしていない者であること。
- (3) 市内において過去に奨励金を受給していないこと。
- (4) 令和7年3月31日までに就職した者であること。
- (5) 就職をした日において、35歳未満であること。

(対象事業所の要件)

第4条 交付対象者が就職した場合における対象事業所の要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 個人事業所で雇用保険制度に加入している事業所であること。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、交付対象者1人につき6万円以内とし、その適用は、交付対象者1人につき1回限りとする。ただし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 奨励金の交付基準日は、就職した日から12月を経過した日の属する月の末日とする。

(認定申請等)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、小浜市ふるさと就職奨励金受給資格認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）を就職後1月以内（以下この項において「期限」という。）に市長に提出しなければならない。ただし、災害その他特別な事由により市長がやむを得ないと認めるときは、期限を延長することができる。

2 市長は、前項の認定申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、適当と認めるときは小浜市ふるさと就職奨励金受給資格認定書（様式第2号。以下「認定書」という。）を交付するものとする。

(交付申請等)

第7条 前条第2項の認定書の交付を受けた者は、第5条第2項の交付基準日が経過した後、小浜市ふるさと就職奨励金交付申請書（様式第3号。以下「交付申請書」という。）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、小浜市ふるさと就職奨励金交付決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）を速やかに申請者に交付するものとする。

(交付請求等)

第8条 前条第2項の交付決定通知書の交付を受けた者は、小浜市ふるさと就職奨励金交付請求書（様式第5号。以下「交付請求書」という。）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付請求書を受理したときは、当該請求の内容を審査し、適当と認めるときは奨励金を交付するものとする。

(奨励金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、奨励金の交付決定後において、奨励金の交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の事実があったとき。
- (2) 励金の交付決定の内容およびこれに付された条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱の規定に該当しなくなったとき、またはこれに反したとき。

2 市長は、前項の規定による奨励金の交付決定の取消しを受けた者に対して、既に交付した奨励金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和7年3月31日までに就職した者に適用する。
- 2 この要綱の施行前に就職し、この要綱による改正前の小浜市ものづくり就職奨励金交付要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為については、なお従前の例による。